

鹿沼市公共下水道汚水柵設置要綱

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、鹿沼市が下水道の公共汚水柵を設置する場合において、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 下水道 公共下水道及び特定環境保全公共下水道をいう。
- (2) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路及び同法の適用を受けない道路のうち鹿沼市が管理しているものをいう。
- (3) 公共汚水柵 宅地内等からの汚水を下水道に取り入れるもので市が管理するものをいう。
- (4) 排水設備 下水道法（昭和33年法律第9号、以下「法」という。）第10条第1項に規定する排水設備（屋内外の排水管、これに固着する洗面器及び水洗便所のタンクを含み、し尿浄化槽、雨水処理施設を除く。）をいう。
- (5) 宅地 土地又は家屋の所有者（開発行為を目的とした事業者を含む。以下、「申請者」という。）が同一である一連の土地をいう。
- (6) 開発行為等 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項の定義による行為及び合筆又は分筆による宅地の造成をいう。
- (7) 開発区域 開発行為等により造成される一連の区域をいう。
- (8) 区画 筆又は構造物等により区分された1つの住宅用地をいう。

(設置数)

第3条 設置数は、次に定めるところによる。

- (1) 宅地については、原則として1箇所とする。ただし、公共下水道整備時に一宅地に複数の家屋があり、かつ独立した排水系統の場合に限り、住宅ごとに1箇所とする。
- (2) 公共用地については、新規に設置する場合、当該管理者と協議して必要数を設置する。
- (3) 公道に接する宅地で開発行為等を行う場合は、当該開発区域に1箇所とする。

(費用負担)

第4条 前条に定めるものを除く、開発行為等（アパート、マンションを含む）の設置に要する費用は申請者が負担しなければならない。

(特別設置)

第5条 第3条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請者の費用負担で設置することができる。

- (1) 排水設備の設置上、やむを得ないと認められる場合。
- (2) 公道に接する宅地で、地形等の都合上1箇所では排水設備工事ができない場合。
- (3) 開発行為等を行い、第3条に規定する設置数を超過して必要と認められる場合。
- (4) その他下水道事業管理者が必要と認めた場合。

(設置場所)

第6条 原則として公道との境界からおおむね1メートル以内の民地に設置するが、地形等の都合上やむを得ない場合又は特別な事情がある場合は、この限りでない。

(構造)

第7条 構造は、次に定めるところによる。

(1) 形状及び材質

下水道用硬質塩化ビニル製の標準型(内径200mm)を原則とする。ただし、公共施設、大規模集合住宅及び敷地が広い等、標準型によりがたい場合は、別途協議とする。

表 汚水柵の用途形状

呼び方	形状・寸法	用途
標準型	内径φ200	一般的な住宅等
特殊型	内径φ300～φ900 (小口径塩ビ人孔～1号人孔)	大規模集合住宅等

(2) 深さ

原則として0.8m以上とする。ただし、特に下水道事業管理者が認めた場合は、この限りでない。

(3) 蓋

標準型については、塩ビ製の市章及び「おすい」の文字入り密閉蓋とするが、車庫等、車両が出入りする場所については铸铁製(内蓋付き)の市章及び「おすい」の文字入り密閉蓋とする。なお、道路上及び特殊型についてはダクタイル铸铁製の蓋とし、内径300mm以下については内蓋付きとする。

(4) 底部

塩ビ製の底部は、原則として3方向から流入口(内径100mm)を備えたインバート付きを標準とする。またコンクリート製の柵底部には、インバートを設けるものとする。

(設置申請)

第8条 第3条の規定により設置するときは、公共汚水柵設置申請書を市長に提出しなければならない。ただし、排水設備申請書と同時に申請する場合はこの限りでない。

2 第5条の規定により設置するときは、物件設置許可申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。ただし、排水設備申請書と同時に申請する場合はこの限りでない。

(管理)

第9条 第3条及び第5条の規定により設置された場合速やかに、負担金を納付し市に帰属するものとする。

2 維持管理は、市が行うものとする。

(移設等)

第10条 公共汚水柵は市の施設であり許可なく移設又は形状の変更をしてはならない。

2 移設又は形状等の変更をしようとする者は、あらかじめ物件設置許可申請書(様式第14号)を市長に提出しなければならない。ただし、排水設備申請書と同時に申請する場合はこの限りでない。

3 家屋の増改築において、建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に基づく道路後退があり、公共汚水柵の位置が適切でなくなった場合、第6条の規定により移設しなければならない。

4 前項の規定による移設又は形状等の変更に必要な費用は申請者の負担とする。

(工事の完了届)

第11条 第5条及び前条の規定による工事が完了したときは、速やかに完了届を提出し、市の確認検査を受けなければならない。

(接続)

第12条 接続する排水設備に必要な費用は申請者の負担とし、この工事は鹿沼市下水道条例及び鹿沼市下水道条例施行規則に従い、鹿沼市排水設備指定工事店が行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

公共汚水柵設置申請書			
鹿沼市長 様		年 月 日	
		申請者 住所 氏名 電話	
公共汚水柵設置について次の通り申請します。			
公共汚水柵 設置場所	鹿沼市		
公共汚水柵 種類及び深さ			
土地所有者	住所 氏名		
家屋所有者	住所 氏名		
建築の種類等	1 自宅 2 貸家 3 アパート等 4 事務所 名称 () ※兼用等の場合は、複数に○をつけてください。 使用戸数 (空家を含む) 戸 使用人数 人		
添付書類	位置図 平面図 (設置位置および深さがわかる図面)		
排水設備施工 予定時期	年 月 日ごろ予定		
排水設備施工 予定及び担当		指定店番号	
	担当	連絡先	
土地所有者承諾書			
私の所有する上記土地に公共汚水柵を設置することに承諾します。また、これについて今後一切異議を申し立てることなく、所有地の売却に当たっても、これを取得者に引き継ぎ万全な管理を図ります。			
土地所有者			
住 所			
氏 名			
電話番号			

担当課 確認欄	施工の 種類	<input type="checkbox"/> 市施工 <input type="checkbox"/> 使用者施工 <input type="checkbox"/> 上水道 <input type="checkbox"/> 下水道のみ	受付欄	
------------	-----------	--	-----	--

注意事項

- ① 設置希望日は、「申請日+60日以上」となります。
- ② 設置にあたっては、現場立会いをお願いします。
- ③ 設置後、個人の都合により位置・仕様等の変更を行う場合は、個人負担の施工となります。(その場合、物件設置(撤去)の申請が必要となります。)
- ④ 排水設備を新設する際は、「排水設備等新設計画確認申請書」を速やかに提出し、検査を受けてください。(検査を受けないと、無断使用となります。)
※検査を受けずに使用した場合、下水道使用料を遡って徴収させていただきます。
- ⑤ 売買契約の際には、重要事項に③、④のことについて記載をして、後日トラブルの無いよう十分に注意してください。